

【農作物共済 鳥獣害防止対策助成費交付要領】

1. 交付目的

鳥獣害による農作物被害が年々増加する中で、被害防止資材を購入または設置等を行い、有害鳥獣の駆除および侵入防止対策を講じて被害の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 交付対象年度

令和7年度

3. 予算額

5,500,000円以内とする。

4. 交付対象者

農業保険加入者並びに農業保険加入者の同一世帯員及び組合員等で構成する団体等

5. 交付基準

(1) 侵入防止資材等購入助成

電気柵、金網、侵入防止柵（トゲ・ネット）等の侵入防止資材、罟の購入及び捕獲器の購入、設置済侵入防止資材（電気柵、金網）、罟の修繕等をした者に、次の基準により購入費の一部を助成する。（令和6年11月1日から令和7年10月31日購入分）ただし、中古購入の資材及びテープ、反射材、爆音機等の嚇しの資材は対象外とする。
交付基準 購入費の10%（1件100,000円を上限とする）

(2) 捕獲檻設置維持管理助成

イノシシ、シカ等の捕獲檻を設置している者に対して、維持管理に係る費用として捕獲檻1基につき2,000円を助成する。

(3) 捕獲檻購入助成

イノシシ、シカ等の捕獲檻（中古を除く）を購入した者に対し、購入費の50%を助成する。ただし、1基当たり50,000円を助成額の上限とする。
（令和6年11月1日から令和7年10月31日購入分）

(1)～(3)について、申請の結果により予算額を上回る場合は交付額の調整を行う。

6. 交付時期及び交付方法

助成を希望する交付対象者は、交付申請書を11月末日までに組合へ提出する。
組合は該当年度内に助成費を申請口座に振込。

7. 制定年月日

令和7年4月1日